

【答申の概要】 諮問第204号メンタルヘルス研修会に係る文書の部分開示決定に対する審査請求

件名	メンタルヘルス研修会に係る文書の部分開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会、平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る①開催通知等の起案文書、②配付資料等の起案文書、③研修会実施後の復命書、④講師の旅費計算書類等
非開示理由	条例第7条第2号（個人情報）及び第6号（事務事業情報）
実施機関	静岡県警察本部長（警務部厚生課）
諮問期日	平成27年12月7日
主な論点	特定の分野での研修会資料及びアンケート内容の個人情報該当性等

審査会の結論

本件対象公文書において別記3（略）に掲げる部分を開示しないこととした決定については、別記4（略）に掲げる部分を開示すべきである。

審査会の判断

（1）本件対象公文書について

処分庁は、別記1（略）の開示請求を受け、精神科医又は心療内科医を講師とする研修等の開催実績の有無及び開催実績があった場合の当該研修会に係る公文書の保有の有無について全所属に対し調査した上で、平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会、平成26年度管理監督者メンタルヘルス研修会及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会に係る文書として、別記2（略）の本件対象公文書を特定した。

本件対象公文書は、研修会ごとに多少の差異はあるものの、それぞれ、①開催通知等の起案文書、②配付資料等の起案文書、③研修会実施後の復命書、④講師の旅費計算書類等で構成されている。

（2）非開示情報該当性について

処分庁は、本件対象公文書について別記3（略）に掲げる部分を開示しないこととしており、諮問庁も当該判断を妥当としていることから、以下、検討する。

ア 警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名、印影

研修会の開催通知の起案文書や研修会の進行要領等に記載された警部補（同相当職を含む。）以下の警察職員の氏名及び印影が、条例第7条第2号の個人情報に該当するとして非開示とされている。

当該情報は、処分庁の判断のとおり、特定の個人に関する情報であるから、条例第7条第2号ただし書のいずれかに該当する場合に、開示されることになる。

条例第7条第2号ただし書ウによれば、公務員等の職務の遂行に係る情報については、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務の遂行に係る部分は開示すべきだとされているが、警察職員は、反社会的集団等を相手とし、日常的に身の危険にさらされているという職務の特殊性から氏名を公にすることにより、当該警察職員の私生活等に影響を及ぼすおそれが高いため、一律に氏名を開示しないこととされている。

したがって、警察職員は公務員ではあるが、その氏名に係る部分については条例第7条第2号ただし書ウには該当しない。

そこで、条例第7条第2号ただし書ア又はイに該当するか否かが問題となるが、本件対象公

文書で非開示とされているのは、警部補（同相当職を含む。）以下の職員の氏名及び印影であり、同号ただし書ア又はイに該当する事情も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

イ 講師の居住地、謝金及び旅費に関する情報

講師の旅行行程に係る文書に記載された講師の住所、往路の発地駅名、復路の着地駅名等の住所を推認させる情報や講師の研修内容等が記載された研修実施要領に記載されている講師の謝金及び旅費に関する情報が非開示とされている。

これらの情報は、講師の氏名とともに全体が一体として条例第7条第2号本文前段に規定する講師の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められ、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが妥当である。

また、これら一体としての情報のうち、講師の氏名は本件処分において開示されていることから、条例第8条第2項による部分開示の余地はない。

ウ 研修会で説明を行った警察職員の写真

平成26年度中間管理職員メンタルヘルス研修会の復命書及び平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会の実施報告書に添付された研修会の実施状況を撮影した写真のうち、研修会で説明を行った警察職員の写真の顔部分が非開示とされている。

当該部分は、条例第7条第2号本文の特定の個人に関する情報であり、しかも、公務員のそれであることから、前記アの考え方によって開示・非開示を判断することになる。諮問庁の説明によれば、当該職員については、人事異動等の際に顔写真が公表されるような慣行もないとのことであることから、条例第7条第2号ただし書アには該当せず、また、同号ただし書イ及びウに該当するような事情も認められないことから、非開示とすることが妥当である。

エ 研修会資料に記載された県警における精神疾患による長期療養者の年代別人数等の情報

平成26年度中間管理職メンタルヘルス研修会の資料「メンタルヘルスについて」に掲載された「精神疾患長期休業者数 過去5年間の推移」というタイトルの表及びグラフのうち、精神疾患を理由とする年度別年代別長期休業者数及び年度別長期休業者数合計が非開示とされている。

また、平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会の資料「メンタルヘルス研修会資料（厚生課）」では、①精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された職員の年度別健康管理区分別人数、年度別合計人数、平成23年度の年度別健康管理区分者合計を100とした場合の各年度の指数、②精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された者の全職員に占める年度別割合、③平成27年4月1日時点における精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された職員の年代別の人数及び割合、④平成27年4月1日時点における精神・神経系疾患により健康管理区分に指定された職員の病名別の人数並びに⑤平成26年度の年代別の長期休業者数及び割合が非開示とされている。

当該公文書は、研修会受講者が、実態に即した情報に基づき、精神疾患に関する正しい理解を得られるようにするために作成された資料である。諮問庁は、これらの公文書を公にすることになると、①現に精神疾患で長期療養している者にとっては、自身がその一人であることに責任又は同僚職員に負担を強いている現状に自責の念を感じさせることになり、症状を更に悪

化させる、②既に復職している者も、責任感の強い者は、当該情報を改めて確認することで、長期療養したことにより組織あるいは同僚職員に迷惑をかけたことを懸念し、それを取り戻そうと仕事で無理をするなどして再発を招く、③明らかになってしまう長期療養者の人数の多寡によっては、本来であれば療養すべき職員が、療養を躊躇して症状をさらに悪化させるなど、精神疾患が増加し、又は療養期間が長期化する等のおそれがあり、ひいては、警察組織の人的基盤の充実に支障をきたし、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとして処分庁が非開示としたことは妥当であったと判断するとしている。

これに対して、審査請求人は、精神疾患を患う者などが適切に休業できているかどうかを確認できるよう主権者に明らかにすべきであり、また、精神疾患を患う職員に対する人権侵害を防ぐために、精神障害者の人権を擁護する団体等に開示すべきだなどとする主張をしている。

当審査会で非開示とされた部分を見分したところ、当該文書に記載された該当職員数が少ないことから個人が特定されるおそれがあり、再発や症状悪化などが生じやすい精神疾患という疾病の性質を踏まえると、本件で非開示とされている情報が何人に対しても明らかにされることになれば、諮問庁が主張する支障を及ぼすおそれがあることは否定できず、条例第7条第6号に該当すると認められるため、非開示とすることが妥当である。

しかし、平成27年度管理監督者メンタルヘルス研修会の資料「メンタルヘルス研修会資料(厚生課)」中の「1 精神神経系疾患者の状況(1)健康管理区分者の状況 ア健康管理区分者数」の表における指数欄の数値については、開示しても、特定の年度を基準とした人数の増減傾向が判明するだけであり、諮問庁が主張するような支障は認められないため、開示すべきである。

オ アンケート調査回答内容

研修会出席者を対象に、今後の研修会や施策の参考とするために実施されたアンケート用紙における回答肢の選択欄及び自由記述欄が非開示とされている。

諮問庁の意見書によれば、アンケートの回答内容は、職員の感想やメンタルヘルスに対する個人の心情を記載しているもので、無記名ではあるが、アンケート対象者の氏名情報が公にされる状況にあって、かつ、出席者が少数であったような場合には、公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められ、さらに回答者の中には真実の回答を躊躇する者が出るなど、以後の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする処分庁の説明に特別不合理とまでいえる点は認められず、処分庁が非開示としたことは妥当であったとされている。

当審査会で非開示とされた部分を見分したところ、アンケート用紙自体に氏名は記載されず、特定の個人を識別することまではできないが、研修受講者の講義に関する感想や、心の病に関する認識、私生活等での悩み事の内容など、受講者個人の所感等、個人の人格と密接に関わる情報が率直に記載されていることから、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるといえる(条例第7条第2号本文後段該当)。

また、条例第7条第2号ただし書きに該当する事情も認められないため、アンケートの回答部分については、非開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人のその他の主張について

ア 審査請求人は、①特定のクリニックの精神科医が静岡県警察学校で講師をしてきたことが同クリニックのホームページ上で公になっているにもかかわらず、静岡県警察学校の公文書が全く特定されていない、②開示文書中の平成27年6月18日付け警務部厚生課長宛て実施報告書実施内容欄に茨城県警の取組についての記述があるが、その取組に関する文書が特定されていない、③アンケートの個別結果を開示したものの、統計の結果が特定されていないなど、公文書の特定に関して不服を申し立てている。

イ これに対し、諮問庁は、本件対象公文書の特定に係る処分庁の以下の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、特定不足は認められないとする。

(ア) 審査請求人に対する補正手続を経た結果、「精神科医又は心療内科医を講師とする研修が行われた際に作成又は取得した文書」の開示を求めているものと確認できたため、当該請求内容に合致する文書を探索すべく、処分庁内の全所属に対して、当該研修実績の有無及び対象となり得る公文書保有の有無の調査を行った上で、文書の特定に至った。

(イ) ①平成10年代前半に特定のクリニックの精神科医が警察学校の講師をしていたという事実は確認されたが、文書の存在は確認できなかった、②茨城県警の取組に関する文書については、講師が同じ警察組織である茨城県警の取組を口頭で情報提供したものであり、文書は存在しない、③アンケートを統計処理した文書については、当該研修の出席者は指定された者でかつ少数であること、さらに事務の合理化の観点から統計データの作成は不要であるとの判断により統計データは作成していない、④本件開示請求の対象となる文書については本件対象公文書が全てであり、これ以外には保有していない。

ウ 当審査会においても、上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があると認めることはできず、またその説明を覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、本件対象公文書を特定したことは、妥当である。

その他、異議申立人は種々主張するが、本件における当審査会の判断を左右するものではない。